

イ 以下に掲げる属性をターゲットとした事業提案とすること。

ターゲット

性別：女性

年代：30～50代

居住地：福島県内、福島県の隣接県、関東圏

関心：旅行、発酵、料理、美容、健康、リベラルアーツ、丁寧な生活

ウ 事業担当者については、マーケットインの視点から、上記に掲げるターゲット層と親和性の高い担当者を中心とした配置とし、円滑な事業遂行をすること。

エ 地域のプレイヤーである令和4年度及び令和6年度に認定を行った「美を醸すふくしまナビゲーター」（以下、「ナビゲーター」という。）と連携し、コミュニケーションを図りながら事業を遂行すること。

※参考：ナビゲーター <https://www.tif.ne.jp/hacco/#navigator>

(2) 販売流通支援に関すること

ア ナビゲーターを中心に、本県への来訪の目的となりうるコンテンツの造成・磨き上げ支援を行うこと。

イ 支援事業者数は10社以上とし、各事業者3回以上現地またはオンラインにて講師・専門家による相談支援を行い、必要に応じて電話やメール等で支援すること。実施方法については支援事業者の意向を踏まえ調整することとし、3回のうち最低1回は現地にて行うこと。派遣に係る調整、会場の設営、資料の準備、記録の作成等、一切の運営業務を行うこと。講師・専門家の選定については、甲と協議した上で決定すること。

ウ 講師・専門家は、現在の事業者の状況を踏まえ、コンテンツの磨き上げや販路拡大、情報発信等に資する実践的なアドバイスが可能な者とし、単なる講義とならないよう配慮すること。また、支援事業者が主体的に取り組めるよう工夫し、事業終了後も自主自走できるノウハウを残すことができるよう伴走支援を行うこと。

エ 旅行商品としてタリフ化したコンテンツについてはOTAや支援事業者のHPへ掲載する等、WEBサイト上での販売へ繋がるよう工夫すること。

(3) イベントに関すること

ア 県内外において、本県の個性豊かな発酵食文化を体感出来るようなイベントを3回以上実施すること。イベントについては自主企画に限らないが、本事業のターゲット層へのプロモーション効果が高く、費用対効果の高いものとする。

イ 3回のうち1回はイオンモールいわき小名浜において、主催イベントを開催すること。開催日は令和8年6月20日（土）とし、2Fマリンコート、4Fイオンホールにてステージイベントやワークショップ等を盛り込んだ内容とする。なお、会場は仮予約済みであるが、会場使用料は本事業より捻出すること。

ウ 県外のイベントについては、来訪のきっかけや消費行動につながるような仕掛けづくりを盛り込むこと。

エ ナビゲーターを中心に、県内の発酵事業者が積極的に参画できる企画を盛り込むこと。

オ イベントの周知を図るため、イベント開催前及び開催期間中に効果的な広告宣伝を実施すること。

カ イベントにおいて、美を醸すふくしま公式Instagramのフォローキャンペーン等を行い、フォロワー獲得に努めること。各イベントの新規フォロワー獲得目標は100名とする。

※参考：

美を醸すふくしま公式Instagram

<https://www.instagram.com/kamosofukushima/?hl=ja>

参考：令和7年度実施イベント

- ・2025年6月7日（土）
ふくしま発酵フェア in イオンモールいわき小名浜
- ・2025年10月11日（土）～12日（日）
全国発酵食品サミット in とみやへの出展
- ・2026年2月7日（土）
ふくしま発酵フェア in JAPAN RAIL CAFÉ TOKYO

（4）アンテナショップとの連携に関すること

ア 本県のアンテナショップにおいて、本県の個性豊かな発酵食文化を体感出来るようなイベント等を2回以上実施すること。イベントについては自主企画に限らないが、費用対効果の高いものとする。

イ 県外のイベントについては、来訪のきっかけとなるような仕掛けづくりを盛り込むこと。

ウ ナビゲーターを中心に、県内の発酵事業者が積極的に参画できる企画を盛り込むこと。

エ イベントの周知を図るため、イベント開催前及び開催期間中に効果的な広告宣伝を実施すること。

オ イベントにおいて、美を醸すふくしま公式Instagramのフォローキャンペーン等を行い、フォロワー獲得に努めること。各イベントの新規フォロワー獲得目標は50名とする。

※参考：

美を醸すふくしま公式Instagram

<https://www.instagram.com/kamosofukushima/?hl=ja>

参考：本県アンテナショップ

- ・福島県観光物産館（福島県福島市）
- ・日本橋ふくしま館 MIDETTE（東京都中央区）

（5）「美を醸すふくしまナビゲーター」に関すること

ア 令和4年度及び令和6年度に認定を行ったナビゲーターを対象とした研修会をオンラインにて1回開催すること。発酵食文化に知見のある専門家を1名以上講師とし、その他ナビゲーターのスキルアップにつながるような販路拡大や情報発信等に知見のある専門家1名以上を講師とすること。

※参考：

令和4年度「美を醸すふくしまナビゲーター」認定のための研修会

<https://www.tif.ne.jp/hacco/news/news-detail.php?id=9>

令和6年度「美を醸すふくしまナビゲーター」認定のための研修会

<https://www.tif.ne.jp/hacco/news/news-detail.php?id=28>

イ 研修会の案内と併せて、ナビゲーターの継続意向及び公式HPの掲載情報の修正の有無を確認すること。ただし、継続に当たっては研修会の受講を必須とする。

(7) その他

ア 仕様に掲げたもの以外に、事業目的を達成するための効果的な取組を適宜提案すること。

イ 必要に応じて、甲が別に委託する情報発信事業業務受託事業者と連携し、事業を効果的に進めること。

ウ 情報発信力のあるメディアを活用し、令和8年春のデスティネーションキャンペーン及び令和9年春開催のアフターデスティネーションキャンペーンに向け、ふくしま発酵ツーリズムを推進すること。

6 成果品

(1) 事業報告書（紙媒体1部、電子データ1式）

(2) その他、甲が指示するもの一式

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるものの外、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届（様式第4号）
- ・統括責任者通知書（様式第5号）
- ・実施工程表（任意様式）
- ・実施体制図（任意様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届（様式第6号）
- ・実績報告書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 留意事項

(1) 本事業により制作した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した

写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとする。

- (2) 提案にあたっては、上記4の事業の目的及び5の業務内容を踏まえ、委託上限額の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

9 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、本県担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (6) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 疑義に関する協議等
本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度甲と協議するものとする。